

学識者の意見聴取簡素化

入札参加停止 上限は3年

総務省 自治法施行令で改正案

総務省は21日、地方自治法施行令の一部を改正する政令案を公表した。地方自治体が総合評価方式を導入・拡大しやすいよう学識経験者からの意見聴取を「落札者決定基準を定めるとき」だけに簡素化するほか、談合などの不正行為に対する入札参加停止期間の上限を2年から3年に延長する。政令案は、来年2月中旬の施行を予定している。

きただけに改める。ただ、があるかどうかを学識経験者に基づき落札者を同基準に基づき落札者を決定する際、改めて学識経験者の意見を聞く必要性を学識経験者が認めた

場合、落札者の決定に当たって学識経験者の意見を聞かなければならぬ。一方、入札参加停止期間の上限引き上げは、談合などの不正行為の再発を防止するのが狙い。▽契約の履行に当たり、故意に工事、製造を粗雑にし、または物件の品質や数量の不正行為をした者▽競争入札、せり売りで公正な執行を妨げた者、または公正な価格の成立を害し、不正の利益を得るために連合した者▽落札者が契約を締結することを聞かなければならぬ。また、または契約者が契約を履行することを妨げた者——などに該当する者——認められた場合、3年間の上限に入札に参加させない。

政令案は、総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) に掲載し、来年1月21日まで一般から意見を募るパブリックコメントを実施する。

自治体が総合評価方式を実施する場合、地方自治法施行令には、意図聴取が自治体には負担となっており、総合評価方式の導入・拡大が進まない原因の一つに指摘されている。自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟制度検討部会（金子一義部会長）が自治体にヒアリングした際、このため、政令案では、意図聴取手続きを「落札者決定基準を定めるとき」だけに簡素化する。この学識経験者からの意見聴取が自治体には負担となっており、総合評価方式の導入・拡大が進まない原因の一つに指摘されている。自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟制度検討部会（金子一義部会長）が自治体にヒアリングした際、このため、政令案では、意図聴取手続きを「落札者決定基準を定めるとき」だけに簡素化する。

この学識経験者からの意見聴取が自治体には負担となっており、総合評価方式の導入・拡大が進まない原因の一つに指摘されている。自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟制度検討部会（金子一義部会長）が自治体にヒアリングした際、このため、政令案では、意図聴取手続きを「落札者決定基準を定めるとき」だけに簡素化する。